

A 2. 0 3

**基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合
の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に
関する取扱い**

1. 国際登録出願における願書第7欄(c)「The applicant declares that the mark is to be considered as a mark in standard characters.」(以下「標準文字の宣言」という。)については、基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字であるか否かに拘わらず出願人の任意記載事項とし、本国官庁は確認しないこととする。
2. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が、標準文字による場合、国際登録出願の願書に記載されている商標が、商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されているときは、その商標は同一のものとして取り扱うこととする。

[説明]

- (1) 国際登録出願において標準文字の宣言を行った場合の法律的效果は、指定された国の法制によるものと解され、我が国の商標法に規定するように特許庁長官が指定する文字と同じ構成・態様(書体)の商標を出願したものとして取り扱われるとは限らないことから、国際登録出願の願書第7欄(c)においてされる標準文字の宣言は、商標の構成・態様の同一の判断等に影響しないものと考えられる。また、国際事務局では標準文字の宣言の記載についての確認はしていないことから、この宣言は出願人の意向による任意記載事項とし、本国官庁としても確認しないこととする。
- (2) 基礎登録又は基礎出願が標準文字による商標である場合の商標が同一であるか否かの判断については、基礎登録又は基礎出願の願書に記載された文字又は記号から構成される商標は、特許庁長官の指定する文字により表わされたものとして取り扱われることから、原則として、その標準文字による構成・態様で表された商標と比較するのが妥当と考えられるところ、以下の場合には商標が同一であるものとして取り扱うこととする。

- ① 登録時の商標公報(平成11年12月以前に発行されたもの)に掲載されている商標を貼り付けた場合

これは、商標法に従って標準文字の構成・態様で商標公報に掲載されたものを複写して願書に貼り付けた場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

A 2. 0 3

- ② 商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されている場合（ただし、出願中の商標である場合は、当該商標が標準文字による商標として認められる場合に限ることとする。）

これは、願書に当該商標が標準文字の構成・態様で記載されている場合、又は、当該商標が例えば各種明朝体など標準文字の構成・態様と同等のものと認められる構成・態様で記載されている場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

なお、基礎となるものが出願中の場合、願書に標準文字による商標である旨の記載はされているが、当該商標が標準文字として認められる構成・態様でないことも想定されるところ、そのような場合にはその出願は標準文字によるものとして取り扱うことができないものである。

したがって、そのような商標を国際登録出願の願書に記載するときは、基礎出願の願書に記載されている構成・態様と同じ構成・態様（相似形を含む。）で記載されていなければならないこととなる。（→商標審査便覧 A 2. 0 1）